

議会運営委員会 会議録

日 時 令和8年2月3日（火曜日）

午前10時00分開会、午前10時55分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

（1）令和8年第1回臨時会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報告 2件

イ 補正予算 2件

（2）「（仮称）土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」について

（3）その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 篠塚 昌毅

副委員長 平石 勝司

委 員 今野 貴子

委 員 島岡 宏明

委 員 奥谷 崇

委 員 田中 義法

委 員 滝田 賢治

欠席委員（0名）

その他出席した者

議 長 勝田 達也

副議長 矢口 勝雄

説明のため出席した者（4名）

副市長 小林 勉
市長公室長 山口 正通
財政課長 瀬古澤 時人
財政課財政係長 藤田 浩平

事務局職員出席者

局 長 櫻井 良哉
次 長 小野 聡
係 長 津久井 麻美子
主 任 岩松 英剛
主 幹 高橋 陽平
主 事 古宮 英剛

傍聴者（０名）

○篠塚委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から議会運営委員会を始めます。傍聴はありますか。

（「ございません」との声あり）

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、議長から御挨拶をお願いします。

○勝田議長 おはようございます。大変お忙しい中、議会運営委員会の委員の皆様方には御参集をくださいまして、誠にありがとうございました。本日も非常に重要な案件がございますので、慎重に御協議を賜りますよう、よろしくお願いします。以上でございます。

○篠塚委員長 早速ですが、協議事項に入ります。サイドブックス、議会運営委員会、令和８年２月３日開催をお開きください。まず、協議事項（１）令和８年第１回臨時会の日程（案）について、協議をお願いいたします。執行部から説明をお願いします。

○小林副市長 おはようございます。それでは、資料１ 令和８年第１回臨時会日程（案）をお開きいただきたいと存じます。令和８年第１回臨時会の日程につきましては、記載のとおり、２月１０日火曜日の開会をお願いいたします。そのほか、全員協議会につきましては、議会当日の２月１０日火曜日９時４５分から予定をしまして、令和７年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、御説明をさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○篠塚委員長 それでは、ただ今の件に関しまして、何か御意見はございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 それでは、第１回臨時会の日程については、執行部説明のとおりといたします。つぎに、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告についてお願いいたします。

○**山口市長公室長** それでは、サイドブック一つお戻りいただきまして、資料の2臨時会議案概要をお願いいたします。今回の提出案件は、1ページの表紙にもございますように、報告が2件、議案2件、合わせて4件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。提出案件は報告につきましては専決処分が2件、議案につきましては補正予算2件でございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。まず、報告案件につきまして、説明をさせていただきます。報告第1号専決処分の承認につきましては、令和7年度一般会計補正予算（第6回）です。専決処分をいたしました補正予算は、予算総括表にございますとおり、一般会計の歳入歳出それぞれに6,292万1,000円を追加し、総額を628億8,195万6,000円とし、全会計総額では1,058億9,495万8,000円とするもので、当初予算に見込んでいなかった事業費などを計上したものでございます。具体的な内容につきましては、下の概要を御覧ください。2款総務費、4項選挙費、4目衆議院議員選挙費につきましては、2月8日に投開票を予定しております衆議院議員選挙に係る費用といたしまして、投開票事務に係る職員手当等の人件費や、ポスター掲示板等の消耗品、入場券等の郵送料・作成委託料などを計上したもので、財源は全額県支出金となっております。こちらの補正予算につきましては、解散日から投開票日までの時間が短く、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、解散日でございます1月23日付で専決処分したものでございまして、同条第3項の規定に基づき、御承認をお願いするというものでございます。4ページをお願いいたします。報告第2号専決処分の報告について、公用車に係る物損事故の和解につきましては、牛久市役所内の駐車場におきまして、職員が公用車で走行中、後退してきた相手方車両と接触し、双方の車両が破損した事故の和解であり、地方自治法第180条第1項の規定により、和解成立日をもって専決処分し、同条第2項の規定により報告するものでございます。報告案件についての説明は以上でございます。

○**篠塚委員長** ありがとうございます。報告案件について、何か御意見等はございますでしょうか。

（「なし」という声あり）

○**篠塚委員長** それでは、ただ今の説明のとおりといたします。つぎに、補正予算について、説明をお願いいたします。

○**山口市長公室長** つづきまして、議案といたしまして、補正予算につきまして説明をさせていただきます。5ページをお願いいたします。議案第1号は一般会計補正予算（第7回）、議案第2号は水道事業会計（第3回）の補正予算でございます。

今回の補正は予算総括表にございますとおり、歳入歳出それぞれ一般会計に15億3,297万6,000円、水道事業会計に157万円、合わせまして、15億3,454万6,000円を追加いたしました。全会計総額を1,074億2,950万4,000円とするもので、当初予算に見込めなかった事業費等を計上するものでございます。今回の補正予算では昨年12月16日に成立をいたしました国の補正予算に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業費及び支出や準備の関係によりまして、早急

に予算化しなければならない事業費を計上してございます。このうち、重点支援地方交付金につきましては、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民生活や地域経済を支援する事業などに活用できるもので、本市への交付限度額は11億4,165万2,000円となっております。国では年度内の予算化を求めておりまして、物価高騰対策として早期に実施する必要があることから当臨時会に補正予算を提出するというものでございます。補正予算の具体的な内容は6ページの概要をお願いいたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、5目広報広聴費につきましては、ふるさと土浦応援寄付事業でございます。9月、それから12月議会でも増額計上させていただくなど、既に過去最高額を更新しておりましたが、例年、寄付額が多くなる12月におきましても、昨年以上となりまして、想定を上回っている状況でございます。現行予算では、事業者への支出等に支障をきたす恐れがあり、早急に予算措置する必要があることから、当臨時会におきまして、歳入に寄付金5億円、歳出にポータルサイトの手数料や受付代行委託料など2億5,000万円を増額計上するというものでございます。3款民生費、2項児童福祉費、15目低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業費につきましては、県が今回の重点支援交付金を活用して長期化している物価高騰の影響を強く受けている低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり5万円を給付する事業であり、実施主体は各市町村となることから、給付金及び給付に伴う事務経費を計上するもので、全額県負担となるものでございます。なお、県では12月に予算化が既にされておりまして、早期の給付が求められていることから、当臨時会に補正予算を計上するというものでございます。3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、平成20年のリーマンショックによる物価等の下落に伴いまして、当時、国では平成25年から平成27年にかけて、生活保護費の減額改定を行いました。その後、この改定が違憲であるとの訴えが提起されまして、令和7年6月に最高裁において違憲判決が下され、取消しが確定をいたしました。これを踏まえまして、国では改めて専門委員会を設置し、生活保護費の引下げ率を検証したところ、当時の引下げ率と差が生じたことから、その差額分を追加給付することとなったもので、追加分の生活保護費や、給付に伴うシステム改修費などの事務経費について計上するというものでございます。なお、国では、可能な限り速やかに支給することが望ましいとしておりまして、3月の支給を想定していることから同じく当臨時会に補正予算を計上するというものでございます。これ以降は重点支援地方交付金活用事業でございます。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費につきましては、全市民を対象といたしまして、一人当たり5,000円分のデジタルギフト等を配布するもので、事業費はギフト代のほか、通知等の印刷費や郵送料、問合せに対応するコールセンターの設置費用等を含めた委託料を計上するものでございます。利用の具体的方法といたしましては、全市民にQRコードの印字された通知が郵送されまして、利用者はこれを読み取り、専用サイトにアクセスをいたしまして、パスワードを入力して、キャッシュレス決済のポイントなどを含む1,800種類を超えるギフト商品の中からデジタルギフトを選択し、受け取る仕組みとなっております。またATMから現金で受け取ることも可能となっております。なお、高齢者などのデジタルギフ

トの取得、活用が難しい方に対しましては、通常のギフトカードで受け取ることも可能となつてございます。スケジュールといたしましては4月、5月頃に通知の上、ギフトを取得できるようにすることを想定しているというものでございます。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費につきましては、水道事業会計への繰出金の計上でございます。通常水道事業会計への繰り出しは行っておりませんが、今回重点支援地方交付金を活用いたしまして、水道料金の減免を行うことから、減免額及び減免に伴うシステム改修に係る費用につきまして、繰出金を計上するというものでございます。事業内容は、本年の4月から9月までの6か月間、全世帯の家事用基本料金を減免するというものでございます。9款教育費、5項保健体育費、5目学校給食費につきましては、市立の小学校、中学校、義務教育学校の児童生徒の給食費の無償化分の財源といたしまして、先ほど説明をいたしました二つの事業へ活用した重点支援地方交付金の残額、こちらを充当いたしまして、一般財源からの財源更正を行うでございます。つづきまして特別会計です。水道事業会計につきましては、一般会計の土木費で説明しましたように、重点支援地方交付金を活用して水道基本料金の減免を実施するに当たって、システム改修費を計上するものでございます。なお、減免分を補填するための一般会計からの繰入金につきましては、令和8年度の当初予算に計上する予定となつてございます。第1回臨時会に提出をいたします議案等の説明は以上でございます。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、この件に関して何かございますでしょうか。

○奥谷委員 今御説明いただいた生活保護費の追加の支給の件について教えてください。以前ニュースで私も耳にはしていて、これは土浦市にも関わってくるんだらうなというふうに思っていたのですが、具体的にその月額の手給の例えば何%ぐらいのものなのか、規模感を教えていただいてもよろしいですか。

○山口市長公室長 当時の減額率というものが4.78%で計算されておりました。これを3年間かけて減額するというものでございましたけれども、改めて専門委員会の設置をいたしまして引下げ率を検証いたしましたところ、2.49%が妥当だといったことで、この差額を令和8年の1月1日現在で生活保護の受給世帯約1,360世帯ほどとなつてございますけれども、そちらに支給をするということでございます。金額につきまして大変申し訳ございませんが、詳細をちょっと把握してございませんので申し訳ございません。率で言いますとそういったところでございます。

○島岡委員 生活保護の最高裁で決まったんですね。それは戻らないんですか。4.78%減額した時からの、戻って支給じゃなくて。

○山口市長公室長 3年かけて段階的に減額をしましたので、その減額分との差額を戻って支給するというところでございます。

○島岡委員 はい、分かりました。もう1点、デジタルギフトが使えるのは土浦市内だけでしょうか。

○山口市長公室長 こちらは通常の商品券などと一緒でございまして、市内に限られるものではございません。また、現金にも変えられますので、やはり現金もどこでも使え

るというものでございます。

○田中委員 多分東京都がアプリでポイントに変わって、それがdポイントとか楽天ポイントに変わるというのをやっていたと思いますが、土浦市ではそういうことは特に考えてはいないですかね。

○山口市長公室長 東京都のアプリが今ニュースで問題になっていると思いますけれども、そういったプラットフォームを作成したものではございませんので、こちらは、利用者がWeb上でスマホでバーコードを読み取って、ポイントなり商品券なりに還元できるというんですか、利用できるというものでございます。東京都のようなプラットフォームを作るとなると、それ相応の金額がやはり掛かるというものでございますので、今回はそちらではないということでございます。

○田中委員 ふるさと納税が2億5,000万増額ということで素晴らしいかなと思っているんですけど、これに対してもともと土浦市に収まるはずの税収がほかにいっているということで、減というのは、金額は大体分かりますか。

○山口市長公室長 ただ今、そういった数字持ち合わせておりません。12月までの所得税の減額分、あるいは地方税の減額分ということになりますので、年が明けましたが、これはまた6月ぐらいになりますと、その金額が分かってくるかと思います。例年の例で言いますと、10億円程度の寄付でありますプラスマイナスで若干プラスかなというところでございます。今回は25億円の寄付ということになっておりますので、土浦市内の寄付者も増えてはいるとは思いますが、トータルでは大きなプラスになるのではないかとこのように考えております。

○篠塚委員長 そのほか、ございますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 私のほうから確認ですが、先ほどのデジタルギフトが4月から5月というお話がありましたが、これは使用される期間ですかね、決まってから皆さんに通知を出す準備期間というのは2月、3月にして、実際に使用できるのが4月からということなんですか。もう一つ、水道料金の件も通知をして、実際に減免になるのが4月からということでよろしいのでしょうか。

○山口市長公室長 スケジュールは先ほども申し上げましたけれども、これから事業者との契約等の事務もございますので4月から5月に通知をすると、通知をされますともうその時点でポイント還元できますので、その時点から使えるようにはなります。ただ、ポイントに変換等いたしますと、そちらは対象項目によりまして、その事業者によりまして、例えば何とかペイとなると思いますが、その使用期限というのはそれぞれに違ってくるといことになりますので、代えたポイント等によりまして、いつまでという使用期限は変わってくるというものでございます。また、高齢者に対しましては紙のデジタルギフトを希望される方につきましては、想定といたしましては12月末までを使用期限を考えているところでございます。それから、水道事業の減免でございますけれども、これは本年の4月から9月までの6か月間を自動的に減免するという仕組みになっております。

○篠塚委員長 それでは、詳細は所管の委員会でやっていただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。そのほか、執行部からございますか。

○小林副市長 執行部からは特にございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、執行部の皆さんは退席していただいて結構です。委員の皆様は、少々お待ちください。

(執行部退席)

○篠塚委員長 つぎに、協議事項(2)「(仮称)土浦市議会ハラスメントの防止に関する条例」について、事務局から説明をお願いいたします。

○小野議会事務局次長 従前より協議をしましてまいりましたハラスメント防止条例についてでございます。資料は3をお開きください。まず、1番目的、2番ハラスメントの定義については、前回の議会運営委員会におきまして確定しております。3番の職員の定義については、条文について人事課との打合せが終わっていなかったということで保留にしておりました。こちらについて、人事課と協議をいたしまして確定いたしましたので、この場において報告させていただきます。この条例において、職員等とは、地方公務員法、昭和25年法律第261号、第3条第2項に規定する一般職の職員及び上記の特別職の職員をいうという形になっています。こちらで本市に勤めている職員が全て網羅できるという形になっています。次の3ページをお開きください。こちらに地方公務員法第3条の全文を掲載しております。その中の第2項が該当するという形になっています。第2項は、一般職は特別職に属する職以外の一切の職とするということでございます。特別職の定義というのがその下に載っておりまして、これ以外のものは全て一般職という定義になっております。1ページに戻っていただきまして、ここからが今回御協議いただく事項になります。4番としまして、議長・議員の責務というふうにございます。4ページを御覧ください。こちらの議長の責務(案)ですけれども、他市町村と比べまして土浦市として合うと思われるものを、お示しさせていただきました。議長の責務といたしまして、議長は、ハラスメントの根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題の解決に必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとするというのが大体市町村でも平均的に述べているような事項になってきます。つづきまして、議員の責務といたしまして、議員は市政に携わる機能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、地方自治の本旨に従って、その使命を達成に努めなければならない。2番としまして、議員はハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させ、生活環境や勤務環境を害するものであること並びに議員及び職員等が職務遂行上の対等な立場にあることを自覚し、議員及び職員等の人格を尊重した活動をしなければならない。3番として、議員はハラスメントがあると疑惑を持たれた場合は、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。4番、議員は、他の議員及び職員等に対しハラスメントに当たる行動又は言動を行って

いると認められる事態に遭遇したときは、当該行動又は言動を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めなければならないと、こちらについても他市の条例並びに土浦市議会基本条例に照らし合わせまして、大体の基本的なものではないかということで、案として挙げさせていただきました。そちらに基づきまして、御協議のほうよろしく願いいたします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。まず、職員の定義について、何かございますか。

○奥谷委員 これは外郭団体とも含まれるんですかね、事業団とかそういったところはいかがなんでしょうか。

○小野議会事務局次長 外郭団体は、市の職員としては含まれてはおりません。ちなみに、市の職員と議員との間ということで今回進めておりますが、2ページに移っていただきまして、13番に補足というのがございます。もし、そのようなことが起きた場合には、この条例に定めるもののほか、この条例について必要な事項は議長が定めるということで、その時の議長の判断ということを記載させていただいております。職員の定義につきましては、やはり人事課のほうも相当苦慮しておりまして、日本国内の全市において、本当にいろいろな形態で働くの職員さんがいらっしゃるんですね。この地方公務員法に基づき定義するというのが非常に難しい、どうしても漏れが出てきてしまうと。今奥谷委員がおっしゃった外郭団体などが最たるものだと思うんですが、そういうものも含めて、こちらの補足の部分で補完できればというふうに考えています。

○篠塚委員長 そのほか、ございますか。

（「なし」という声あり）

○篠塚委員長 なければ、職員の定義については、こちらで。次に、議長の責務と議員の責務について、皆さん御意見をいただきたいと思います。責務ですので、罰則とかそういうところではありませんので、非常に分かりやすくなっていると思いますが、よろしければ、この形で進めていきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○島岡委員 議員に対して慎むよう指摘するとございますよね。議員同士でということなんですけれども、それがハラスメントであるということで、意見を求めるような、そういうことでないと、議員同士でハラスメントだよと言ってもハラスメントじゃなかったり、そんな議員同士でそう勝手に言ってしまうといいものかどうかというその辺りはどうなんでしょうか。

○小野議会事務局次長 議員さん同士になってきますと、議会基本条例でもあるように、議員同士は対等だという前提のもと、こちらのほう作成されておりますので、もしハラスメント等があった場合、未然に防止する観点からすると、議員同士で注意をしようということもあるのかなというふうに私は考えております。それでも止めないといった場合には、当然ながら議長もしくは事務局を通して、ハラスメントを制止させるという形になりますので、まずは議員さん同士で、これはハラスメントに該当するのではないかなとか、ハラスメントと感じた方は、その議員さんに、これはハラスメントですよという形で御注意をいただくというのが、まず第一段階なのかなというふうには考えておりま

す。

○**島岡委員** おっしゃることは重々分かるんですけども、お互いにハラスメントだよということを限定していいものかどうかというのは、結構微妙なところではないかなと
いうことがありますもので、その辺、議員同士が同等とはいえ、その辺の配慮をして
いただくような何かないかなというのが、少し感じてしまうところなんですけれども。

○**篠塚委員長** ここは責務なので、自覚の問題です。各議員がこういうものを自覚
してやっていると。何かあった場合には、その先に進みますので、こういうものが無
ければ、その先の罰則とかが出たり、まず、ハラスメントは無いほうがいいんですから。
なぜ、ハラスメントがいけないんだという責務のところを書いたところですので、その
ように考えていただければと思います。ただ、どうしてもハラスメントがあった場合に
は、その先に進んでいくという考えかなと思いますので、この辺りの文章も含めて御検
討いただければと思います。

○**島岡委員** 例えば、全員協議会等でこれを皆さんに御説明するときに、その辺のこ
とも付け加えて説明していただければいいのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○**奥谷委員** 今の件は、この項目をただ単純に読んだ場合に、仮に他職員に対してとか、
議員に対してそういうハラスメントに該当するのではないかとした場合に遭遇する場合、
そこに我々がいた場合には、その議員に対して注意なり、いさめるということをすべき
ではないかというふうに私は読み取りますので、このままでもよろしいのかなというふ
うに思います。

○**小野議会事務局次長** こちらに関しましては、委員長がおっしゃったとおり責務とい
う形になります。皆さんの心の中にこういうものがハラスメントになるのではないかと
か、逆にこの立場になった場合にはハラスメントと感ずるのではないかとということ踏
まえた上で、皆さんで注意し合ひましょうというのがこちらの責務になるのかなとい
うふうに考えていますので、なるべくハラスメントにならないように注意をしていただ
くという形になってくるかと思っています。

○**島岡委員** 承知しました。

○**篠塚委員長** この責務の次に研修とありますが、この研修でハラスメントについて良
く自覚していただいて、そのための責務ですというのを確認していただくと、そうい
う段階を踏んでいく条例なので、第1条、第2条、第3条と、そういう段階だというのも
御理解いただきながら、その中でももう少し細かく入れたほうがいいのかというのも御検
討いただければと思います。

○**小野議会事務局次長** こちらも後程研修も出てきますし、先ほど島岡委員のほうから
お話がありました相談する場所なども決めさせていただきますので、そちらを踏まえた
上で御協議を今後いただければと思います。

○**篠塚委員長** この先に、ハラスメント行為を見たときに、注意で収まらないから、相
談をどうするんだとか、そういうところも出てくるとしますので、一番最初のところ
から進んでいくと、目的があって、定義があって、その後に責務があるというところを
御理解いただいて、その後は今度職務代理者、議長の責務で議長だけでは代理者のこと

もありますので、どんどん進んでいくというのを見ていただければと思いますので、それも含めて御意見をいただきたいと思います。全員協議会で説明する場合には、先ほど島岡委員が心配されたように、やはり分かりづらい点がありますので、よく説明するようにしていきたいと思っております。

○奥谷委員 今のこのやり取りだけでも、やはりハラスメントというのは、人それぞれ受取方も違うし、認識の度合いや深さも、我々議員の中でも違うというふうに思うんですね。この条例ができ上がった後にその研修をやるのはもちろん大事なんですが、まず、ハラスメントというものがどういうものであるかというのを、我々も今ここで議論をしていますけれども、議員全体で改めてその入門編のような研修をまず1回やった上で、ある程度目線を揃えて、その上で議論を全体でやったほうがいいのかと今やり取りを聞いていて感じたものですから、議員研修でやるのか、それとも別立てで研修をやるのか分かりませんが、そういったことも少し感じましたので、御議論いただければというふうに思いますが、委員長のお取り計らいをお願いします。

○篠塚委員長 ありがとうございます。議長、何か御意見はございますか。

○勝田議長 奥谷委員がおっしゃった皆さんの意識を統一するとか、入門編ということをおっしゃっていますので、これは非常になかなか深い世界だと思うんですね、きつとね。ただ、そのスタート時点である程度の予備知識や、議員だからもう既に持っているべきという考えもありますけども、研修とか、ガイドライン的なものを一度共有したほうがいいのかという気はしますが、ただ、そういったことを議会運営委員会で決めていくということもありますので、今確定したものをまだ議会運営委員会でやる前にお出しするのも少し難しいかなと思うところもありますので、委員長と事務局と少し詰めさせていただいて、今の御要望とか、どのように対処するか、後程お示しをさせていただければと思います。

○島岡委員 大体1年前に研修をやらせていただいていたんです。広瀬先生。その資料もまだありますよね。是非そういうものも、1年前にやったということを思い出していただくのも一つかなと思うんですけれども。

○篠塚委員長 ありがとうございます。議会運営委員会のメンバーは視察に行っ勉強したり、こういう話もしているので非常に意識が高くなっていると思いますが、やはり全員の意識が高くなるということが一番大切だと思いますので、全員協議会でですね、ハラスメントというような資料があれば、お配りして、なおかつ、もう実際に研修やっているんだと、1年前にこういう研修もやりましたので思い出してくださいという大前提の話をするのも一つなのかなと思いますので、皆さん何かその辺りのところも含めて、責務と一緒にですね、御意見があれば、今後の進め方もありますので、何かありましたら、いただきたいと思います。

○平石副委員長 改めて確認で大変恐縮なんですけれども、今日これ確定しますよと今、小野次長がお話されたんですが、確定したらこれはもう全員協議会で確定したものですよということで、議員の皆さんにお示しするという事でよろしいでしょうか。

○小野議会事務局次長 確定ではないかと思えます。

○平石副委員長 議論して決めてくださいねというお話だったかと思って、今決めていると思うんですが。そうですね。それでいいんですかという確認です。趣旨が伝わっていないようですので、要は確定したものですよということでお示ししてしまうと、今日私もこれ初めて見ました、決めてくださいと言われても、今、お話があったように、見て、考える時間も必要だと思いますので、あらかじめ事前に示すということが大事ではないかなと思います。今のように入定しますよということと言われてしまうと、考えてしまいますから、そこの微妙なやり取りもあると思いますので、そこは事前に示すのが通常だろうなと思います。大事なことですから。

○篠塚委員長 今後の進め方ですね、必ず議会運営委員会で話し合ったことに関しては、全員協議会で皆さんにお知らせをして、条例を決定するまでの時間がありますので、皆さんの御意見をどんどんいただいていくということで、確定ではございませんので、言葉のあやなんですけれども、今日はこの議題に対して議論しますと、そして議論であったものを全員協議会で説明をして、もし、そこで御意見があれば、また上げていただいて、議会運営委員会で諮って、進めていくということでもありますので、この条例に関しては、すぐに決められるものではないので、じっくりとその辺りは協議をして、決定した以上はやらなくてはいけないというのがありますので。

○平石副委員長 分かりました。そうだろうなと思っていたんですが、議論して決めてくださいと先程そういうお話があったので、やはり島岡委員もおっしゃるように、いろいろと考えて、いろいろな意見が出るかだと思いますので、そういうこともお願いしたいと思います。あと、もう1点なんですけど、今回、今日に関しては、委員長がおっしゃったように、責務というか本当に基本的な考え方だと思うんですが、その先と今お話が出たように、罰則であるとか、そういうことになってきてしまうと、これはその場で決めてくださいと言われても、議員同士、そこまでできる権利というか、あるのかなと思いますし、また、様々な状況があるかだと思います。要は正常な状況で行ってしまった言動がハラスメントだということもあるかだと思いますし、いわゆる泥酔状態で言ったことが本当にいいのか悪いのかということもあるかだと思いますので、そういういろいろなことも想定するのも大事なかなと思います。特に議員同士、そういう懇親会の席も多いと思いますから、そういう中での、当然そういうシーンも出てくるかだと思いますので、そういうことも含めて、罰則ということを使うのであれば、そこは慎重に進めていったほうがいいと思います。聞いていて、どんどん進んでいくんだなと思ったので、そこは改めてお話をさせていただきました。

○篠塚委員長 ありがとうございます。本当により慎重に進めていきたいと思いますので、他市の資料を皆さんも見ていると思いますが、罰則に関しては、有るところと無いところといろいろありますので、是非、前回お配りした他市の資料に目を通していただきたいと思います。今度は事前に資料を配布するようにいたします。議論する前に、今日はこの件に関してお話をしますということで、資料を配布して皆さんに考えていただいた上で議論するようにしますので、よろしくおねがいしたいと思います。そのほか、御意見をいただけないと、ここで意見が出ていかないと、全員協議会の席でいろいろ

な意見が出て、はいはいというわけにもいかないものですから、是非どんどん議論をしていただいて、委員会や会派に帰ったときに、ほかの議員の方に説明していかなくてはいけないので、是非ですね、責務以外の定義についても、御意見があればどんどん出していただければと思います。前回、四日市市に行ったときに、職員のほうから訴えられて、それを議会側で弁護士を雇ったというお話もありましたが、土浦市の場合は、職員に対しては、人事課がまず把握して、人事課から議長に来るという流れになっていますということがまず一つかなと。議会の場合でも、もしあった場合は、議長に報告していただいて、議長からどういうふうに諮問するかというのもまだ決まっておきませんので、その対応の仕方はまた議長が考えるということになるかと思いますが、それも含めて。皆さんの自覚を持ちましょうというのが大前提だと思うんですが、いろいろな御意見があると思いますが、是非出していただければと思います。骨子に関しては、最初に示させていただいたんですけれども、プライバシーの保護とか研修、その後の言葉では出していなかったですね。ハラスメントというものが認定された場合にどうするかというのはまだ出ていなかったもので、その辺りもまた先に情報を出していただいて、御意見をどんどん出していただくことにしたいと思いますので、改めて、第何条からなっていくというのも情報として1回出して、皆さんにお送りしたいと思っております。

○**小野議会事務局次長** こちらの御意見等もありましたら、あくまでもこれは骨子になりますので、事務局のほうに皆様から御意見を後程でも結構でございますので、いただければと思っております。

○**篠塚委員長** 今回の責務までは出して、御意見をいただくと、そこをまず決めていたきたいと、これは案ですので、全員協議会でここまでなりましたという案を出していただいて、なお、この件に関して御意見があれば、議会事務局に提出してくださいというような報告をしたいと思うんですが、この意見に対してはどうでしょう。いかがなものでしょうか。よろしいですか。

○**勝田議長** その案をお出しいただくというのは、全員協議会にそれを反映したものをもう出すというような感じですかね。

○**篠塚委員長** 全員協議会は、まだこれは決まっていないので報告です。報告したものに対して御意見をいただきたいということです。

○**勝田議長** 今日様々な御意見をいただいたと思いますが、それは今度の全員協議会までに反映させるということではなく、全員協議会はこの案で出すというような感じでしようか。

○**篠塚委員長** 決まったことまで、今日責務まで決めていって報告しようということですので、職員の定義もそうですし、議会運営委員会の中ではここまでの話について議論しております。ついては、皆様に御意見をいただきたいと思いますので、というふうに振っていききたいと思います。最終的には全員で決めなくてはいけないことですので、そのように必ず議会運営委員会で話し合っ、全員協議会で話して、皆さんから意見をいただいて、それをもとにまたプラスしていくということを繰り返していきたいと考えております。

○勝田議長 そうしますと、文面としてはこれは案ですけれども、この案のまま出すということで、議会運営委員会の皆様方はよろしいということでしょうか。

○篠塚委員長 ということを諮りたいと思いますが、ただ、こちらは条例ですので、最終的には文章構成をしなくてははいけないので、この文章が変更になったりするものですから、その時はまた全部、決まったときにお示ししますが、内容で文言が違うとかそういうところはまた変わってくると思いますので、大体の趣旨というのが分かっていたいただければと思っております。

○島岡委員 まず、議会運営委員会で決めるということではなくて、議会運営委員会では、全員協議会の中でどういう意見が出て、どういうふうになるかというのを想定しながら、全員協議会をもってして決めていくというのが筋だと思いますので、そのような形に持っていったいただけたほうがいいのではないかなと思います。

○篠塚委員長 条例は全員で決めるものです。ただ、情報については、詳細を議論して、議論したものを全員協議会で報告して、皆さんの意見をいただくということは間違いありません。それでこれはもうそのままいって、決めるということも、細かいところもいろいろ出てきますので、最終的には議場で決めますので、非常に厳しいものにはなると思っていますので、それまでに全会一致になるのかどうなのかも分かりませんし、廃案になるのかも分かりませんし、その辺も含めて、皆さんの意見をどんどん出していきたいと。一応、このハラスメント防止条例に関しては、制定するという方向が決まっていますので、これに対して御意見をいただきたいということでもあります。運営上の条例制定までの話まで戻ってしまったようなところがあるんですが、よくその辺りは皆さんでお話をしていただいて、とにかく条例を作るに当たっては、条例の骨子を考え、内容を検討し、それを皆さんにお知らせして、それが正しいかどうか諮って、また戻してということ何回も繰り返しますので、一気に決まりました、どうぞというものではないということを御理解いただきたいと。土浦市議会の歴史に残るものですから、慎重に、なおかつ、迅速に進めていきたいということでもあります。せっかくの機会ですので、何でもいいですから、責務でもそれ以外でも御意見があれば、出していただければ一番ありがたいと思います。一応付け加えますと、条例を制定するということになりましたので、委員長としては進めていきたいということで、どんどん進める方向の内容の発言をいたします。ただ、それに対しての皆さんの御意見をいただかないと、これは勝手に決めるものではないということを御理解いただきたいと思います。必ず条例を作るのであれば、いいものを作っていくという方向にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○島岡委員 今委員長がおっしゃられた方向性で私はいいと思いますので、是非迅速に進めていただければと思います。

○篠塚委員長 それでは、今回の全員協議会がありますが、この席で責務までは発表をしなくてもいいかと思いますが、まだ煮詰まっていないところがありますので、報告では、議会運営委員会でハラスメント防止条例制定に向けて話し合いを行っていますということだけ報告させていただいて、詳細な内容については、各会派の皆様、委員の皆さんに

資料としてお渡ししますと。御意見があれば出して下さいということにしたいと思いますが、今回はそこまでの方向だけでいいかと思いますが、いかがなものでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 ありがとうございます。それでは、次回の全員協議会では、今、議会運営委員会でハラスメント防止条例について議論を重ねておりますと、条例案については皆さんにお示ししますので、是非御意見をいただきたいというような報告をするということでよろしいでしょうか。3月の全員協議会では、その前にまた議会運営委員会でお話がありますので、そこまでにはある程度の決められるものは決めていくということにしたいと思いますので、その前に骨子資料は皆様にお渡しいたしますのでよろしくお願いします。ハラスメント防止条例については、この程度といたします。そのほか、矢口副議長が初めて出席されているということで、もし何かありましたら御意見をいただければ。

○矢口副議長 御審議ありがとうございます。せっかく御指名をいただいたので、条例の制定に当たり、検討する項目の中にですね、議長の責務がありますよね。この箱の中で解決に必要な措置を迅速かつ適切に講ずるものとするということで、内容はもう本当に議長に一任という形になっています。研修を行うということは書いてありますが、それ以外の部分、果たしてこれだけでいいのかどうかというのを少しお考えいただければ、別に私はこれに反対しているわけではなくて、議長に全てお任せするのがいいのか、それともある程度こういうことを講ずるという項目を挙げておいたほうがいいのかというのも考える項目でもあるのかなというように私は感じました。それだけです。

○篠塚委員長 それでは、ハラスメントの防止に関する条例については、以上でよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○篠塚委員長 ありがとうございます。そのほか、皆様から何かございますか。

(「なし」という声あり)

○篠塚委員長 事務局からございますか。

○櫻井事務局長 特にございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。今回の資料で各議員に非公表とするものがございますか。

○桜井議会事務局長 ございません。

○篠塚委員長 ありがとうございます。では、全ての資料は公表といたします。以上をもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。